

令和7年度 第2回 川崎市指定介護保険事業者 集団指導講習会

# 運営指導での指摘事項について



川崎市 健康福祉局 長寿社会部  
高齢者事業推進課 事業者指導係

# 運営指導等の実施方法について

**集団指導**：運営基準違反・介護報酬の不正請求・介護事故等の未然防止を目的として、主に施設の管理者を対象に、サービスを適正に行うために必要な情報を一斉に発信・伝達する。

**運営指導**：介護保険施設等ごとに、介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況等を確認するため、計画的に、実地で実施する。実施頻度は、原則として指定または許可の有効期間内に少なくとも1回以上、居住系サービス・施設系サービスは、3年に1回以上の実施に努めるものとする。

# 令和7年度の運営指導等での主な指摘事項①

## 【サービス種別】

### 介護老人福祉施設

## 【指摘事項】

- ・療養食加算の算定にあたり、一部の利用者について、療養食の献立表が作成されておらず、食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていることが確認できなかった。
- ・当該加算の算定について自主精査を行い、必要に応じて過誤調整を行うこと。

# 令和7年度の運営指導等での主な指摘事項②

## 【サービス種別】

### 介護老人福祉施設

## 【指摘事項】

- ・ 栄養マネジメント強化加算の算定にあたり、管理栄養士を常勤換算方法で入所者の数を50で除して得た数以上配置することが必要だが、基準を満たしていない月があった。
- ・ 当該加算の算定について自主精査を行い、必要に応じて過誤調整を行うこと。

# 令和7年度の運営指導等での主な指摘事項③

## 【サービス種別】

介護老人保健施設

## 【指摘事項】

- ・ 協力医療機関連携加算の算定にあたり、協力医療機関と入所者の病歴等の情報を共有する会議の開催頻度が、概ね月1回以上の基準を満たしていなかった。
- ・ 当該加算の算定について自主精査を行い、必要に応じて過誤調整を行うこと。

# 令和7年度の運営指導等での主な指摘事項④

## 【サービス種別】

介護老人保健施設

## 【指摘事項】

- ・市に対する事故報告書の提出について、骨折等により医師の処置を受けているにもかかわらず、報告を行っていなかった事例が確認された。
- ・過去の事例について、遡って必要な事故報告を行うとともに、今後は滞りなく報告を行うこと。

# 令和7年度の運営指導等での主な指摘事項⑤

## 【サービス種別】

認知症対応型共同生活介護

## 【指摘事項】

- ・利用者と家族との面会について、原則として玄関先での面会のみを制限している対応が確認された。
- ・感染症予防に留意しつつ、利用者と家族・地域住民の交流の機会を確保し、利用者が家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境での生活を継続できるようにすること。

# 令和7年度の運営指導等での主な指摘事項⑥

## 【サービス種別】

短期入所生活介護

## 【指摘事項】

- ・ 緊急短期入所受入加算の算定にあたり、当該利用者に係る居宅サービス計画、緊急利用した理由や期間、緊急受入れ後の対応などの事項の記録が作成されていなかった。
- ・ 当該加算の算定について自主精査を行い、必要に応じて過誤調整を行うこと。

# 令和7年度の運営指導等での主な指摘事項⑦

## 【サービス種別】

地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型）

## 【指摘事項】

- ・ 令和7年4～6月の間の複数日において、各ユニットで常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置できていなかったことが確認された。
- ・ 昼間においては、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

# 令和7年度の運営指導等での主な指摘事項⑧

## 【サービス種別】

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

## 【指摘事項】

- ・ 地域包括支援センターの職員や知見を有する者等により構成される運営推進会議が、基準を満たす頻度で開催されていなかった。
- ・ 運営推進会議の開催を概ね2月に1回以上とする年間計画表等を作成し、適切に開催すること。

# 令和7年度の運営指導等での主な指摘事項⑨

## 【サービス種別】

### 訪問介護

## 【指摘事項】

- ・ 訪問介護員等が有料老人ホームの職員を兼務するなど、事業所のサービス提供の拠点が届出と異なる事例が確認された。
- ・ 訪問介護員等の勤務形態、労働時間、指揮監督の実態などを把握し、事業所のサービス提供の拠点が届出と異なる場合には、速やかに変更届を市に提出すること。

# 令和7年度の運営指導等での主な指摘事項⑩

## 【サービス種別】

### 訪問介護

## 【指摘事項】

- ・虐待防止の対策を検討する委員会を開催していなかった。
- ・委員会を必要とされる頻度で開催し、その結果について、事業所の訪問介護員等に周知すること。
- ・高齢者虐待防止未実施減算について、自主精査の上、過誤調整等必要な措置を講じること。

# 令和7年度の運営指導等での主な指摘事項①①

## 【サービス種別】

### 訪問介護

## 【指摘事項】

- ・ 令和7年1月以降、訪問介護員等を常勤換算方法で2.5以上配置していないことが確認された。
- ・ 基準を満たす訪問介護員等を配置すること、もしくは基準を満たす訪問介護員等の配置のための方策を講じること。

# 令和7年度の運営指導等での主な指摘事項⑫

## 【サービス種別】

### 特定施設入居者生活介護

## 【指摘事項】

- ・ 身体拘束の実施にあたり、実施する時間帯、期間、場所等を決めた根拠となる具体的事実が確認できなかった。
- ・ 身体拘束の3つの要件について、具体的な検討を行った上で、実施について見直しを適宜行うなど、身体拘束の適正化に適切に取り組むこと。

# 令和7年度の運営指導等での主な指摘事項⑬

## 【サービス種別】

### 小規模多機能型居宅介護

## 【指摘事項】

- ・居宅サービス計画の作成にあたり、利用者の状況等を担当者と共有し、専門的な見地からの意見を求めるサービス担当者会議を開催していないことが確認された。
- ・居宅サービス計画を作成・変更する際は、サービス担当者会議を開催し、その記録を作成・保管すること。

# 令和7年度の運営指導等での主な指摘事項⑭

## 【サービス種別】

### 福祉用具貸与

## 【指摘事項】

- ・福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、モニタリングを行っていない事例が確認された。
- ・サービス提供の開始時から6月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うこと。

# 多くの事業所で該当した指摘事例について

- 運営規程・重要事項説明書の記載事項に不備がある。
- 重要事項説明書がWEBサイトに未掲載となっている。
- 施設内に掲示すべき事項が掲示されていない。

(掲示すべき事項)

指定通知書、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービス選択に資する事項、事故発生時の対応、苦情処理体制、第三者評価の実施状況

- 研修・訓練や委員会が必要な回数実施されていない。

# 適正な運営のために必要な情報について

**法令**：介護保険法、施行令（政令）、施行規則（省令）など

**運営基準**：〇〇の人員、設備及び運営に関する基準

**解釈通知**：〇〇の人員、設備及び運営に関する基準について

**厚生労働省 介護保険最新情報掲載ページ**：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html)

**川崎市 条例・規則・要綱掲載ページ**：

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000064053.html>

# おわりに

ご清聴いただき、ありがとうございました。